

高麗川地区第 5 回学校運営協議会会議録

高麗川地区第 5 回学校運営協議会の会議結果は、次の通りです。

日 時	令和 6 年 3 月 7 日 (木)
場 所	日高市立高麗川中学校
出 席 者	栗原 今野 高麗 馬場 谷口 塚越 谷野 加藤 中野公民館長 小坂井教育指導幹 藤倉 宮川 半田 林 長野
欠 席 者	佐々木
審 議 事 項 及び決定事項等	1 高麗川中学校学校評価について 2 高麗川小学校学校評価について 3 学校運営協議会退任 4 公民館長からの話 ・多くの地区の健全委員が協働本部で活動しているので、 他の地区と同じように活動していきたい。 5 小坂井指導幹からの補足説明 6 地域学校協働活動結果報告 7 今後の予定 8 第 1 回日高市コミュニティ・スクール研修会について 9 お礼のことば ・児童のポスター、人権作文等の話あり 10 来年度の学校運営協議会の日程

<p>会 議 資 料</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第5回高麗川地区・学校運營業議会次第 2 高麗川地区学校運営協議会だより 3 令和5年度学校自己評価システムシート高麗川中学校 4 令和5年度学校自己評価システムシート高麗川小学校 5 第5回高麗川地区学校運営協議会説明資料 6 令和6年度高麗川小学校年間行事計画 7 令和6年度高麗川中学校年間行事計画 8 埼玉県地域学校協働活動情報通信 コラボ 9 令和6年度第1回日高市コミュニティスクール研修会
<p>会 議 の 経 過</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会のことば 栗原会長 中学校受検が終わり、卒業式へもうすぐ新年度。準備の方をよろしくお願いします。 2 あいさつ 小坂井指導幹 地域の課題の協議ありがとうございます。 地域に対する要望など どうしていこうかという雰囲気があって みんなで作っていこうという みんなで解決していこうという姿勢が見られた。 来年度さ来年度へとつながるように 久米校長 受検が終わって、三送会が盛大に行われた。 卒業式の練習も始まった。 ぜひご来賓として見届けてほしいと思います。 佐々木さん（お寺） ティッシュの件選挙のポスターの紹介 運動面文化面についてもつながりを続けていきたい。 3 説明・協議 高麗川小中学校評価について (中学校) 藤倉教頭より (小学校) 林教頭より 補足説明久米校長

- ・たて割り班活動。異年齢での活動の場所をつくる。
- ・9年間を考えると小学校の高学年と中学校のたて割りを考えていく。音楽会のようにしていく。
小学校と一緒にやっっていこう
11月に合同に研究発表になっている。
ふるさと科でやっっていこうと考えている
新たな活動をいれていく。
- ・中学校だけではなく、外への活動を行っていく。
いろいろな団体と一緒に活動していく。
- ・学校課題研究、新設の教科だけでなく、
各教科での系統性を考えていきたい。
- ・中学校では二者相談を考えていく
- ・教員の心のゆとりを整えていく
- ・避難訓練等で、自分で判断して、自分で正しい行動ができるかやっっていけるか。

補足説明半田校長

- ・小中一貫教育が目玉。
施設分離型で、交流ができた。
離れている場所の中で時間を確保していきたい
- ・地域の人をいかに巻き込んでいくか。
- ・打ち合わせに時間。
- ・学校行事の精選をして削っていけるものは削っていければと。

事業の提案をしていく中で、時間を確保
事前に準備をして数か月前に計画的にやっっていく。
小学校の校舎の西側に畑がある。中学校でも
畑をやっっていくのはどうか？
小中全校で縦割りで遠足もいいなと思っている。
そのことも視野に入れてやっっていくのも。

その他

- ・令和4年度5年度の委嘱で退任させるかたもいる
- #### 塚越さま退任
- ・新しい風を入れたいということを考えて辞任していきたい。

・登下校の見守りや小学校の農園などのお手伝いしていく予定。

今野さま退任

・来年度から推進委員から学校運営協議会の委員として活動していく。

公民館長から

1月末から学校活動の推進委員を

学校との連絡、修繕などを残していく

多くの地区の健全委員が協働本部として活動しているの
で、他の地域と同じように活動していきたい。

また修正しながら健全育成としてやっていきたい

小坂井指導幹からの補足説明

地域学校活動本部

一緒に活動してもらいたいもの

・地域学校協働活動結果報告

協働活動の説明

・放課後こども教室

年度内5回活動

・スタッフからの要望を資料3にのせた

・運営委員会で事務費の関係、インク代とコピー代を
もらった

4 今後の予定

学校運営協議会の予定

学校行事の案について

(中学校、小学校)

・入学式

・体育祭、運動会

・合唱祭について

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育祭、運動会の振替休日をあわせた ・ 卒業式中学校（3/15）小学校（3/21） ・ 小学校のたて割り遠足 <p>第1回日高市コミュニティ・スクール研修会について</p> <p>次回の学校運営協議会 今年度は4月26日 来年度は4月30日（火）の予定で 高麗川小学校で、10：00より</p> <p>お礼のことば 高麗川小学校半田校長から 小学校は3月22日金曜日 卒業生157名 在校生も入れて行う</p> <p>閉会谷野副委員長</p>
--	---

日高市学校運営協議会規則

（設置）

第1条 日高市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の6第1項ただし書の規定に基づき、日高市学校設置条例（昭和46年条例第40号）に規定する小学校及び中学校における相互連携その他の運営並びに当該運営への必要な支援に関して協議するため、別表左欄に掲げる小学校及び中学校につき、同表右欄の学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 協議会は、法第47条の6第4項から第7項までに規定する事項のほか、前条の設置の目的に係る協議の対象とする小学校及び中学校（以下「対象学校」という。）につき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条の9第1項の規定により小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すための必要な支援に関すること。

(2) 小学校及び中学校において相互に密接に連携し、その所在する地域の特色を生かした教育活動を行うための必要な支援に関する事。

(法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項)

第3条 法第47条の6第4項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 教育目標及び学校運営に関する事項

(2) 学校施設の管理に関する事項

(法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項)

第4条 法第47条の6第7項の教育委員会規則で定める事項は、対象学校の職員の採用、転任及び昇任に関する事項（特定の個人に関するものを除く。）とする。

(組織)

第5条 一の協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、前項第1号に掲げる者について委員を任命する際は、公募するものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 協議会に副会長を置き、会長がこれを指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成32年3月31日までの間、第6条の規定の適用については、同条中「2年」とあるのは、「1年」とする。